



令和2（2020）年度栃木県小規模事業者経営革新支援補助金

補助事業計画募集案内【2次募集】

県では、「経営革新計画」に基づき、商工会・商工会議所と一体となって取り組む付加価値や効率の向上を図る活動に要する経費の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える重要な存在である小規模事業者の生産性向上を支援します。

対象者 栃木県知事から経営革新計画（※1）の承認を受けた小規模事業者（※2）

- ※1 令和3（2021）年3月末まで承認期間が有効であることが応募の条件となります。
- ※2 新型コロナウイルス感染症による経営上の影響（売上の減少等）を受けながらも、販路開拓等に取り組む事業者を優先的に支援します。（審査上の加点措置）
- ※3 常時使用する従業員数が以下のもの（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第2条（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者）
 - ①製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊業、娯楽業）、その他の業種（②を除く）：20人以下
 - ②卸売業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）、小売業：5人以下

対象者数 17者（社）程度

提出できる補助事業計画は1者（社）につき1件までとし、提出された補助事業計画を審査の上、県の予算の範囲内で決定します。

対象事業 商工会・商工会議所の支援を受けて経営革新計画に基づき実施する付加価値や効率の向上を図る事業

所在する地域を管轄する商工会・商工会議所が発行する「支援計画書」の添付が必要となります。

対象経費

○報償費、○旅費、○研究開発事業費（原材料費、機械装置費、産業財産導入費、知的財産出願費、外注加工費、検査分析費）、○販路開拓事業費（調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費）、○ITツール（サービス、ソフトウェア等）導入費、○庁費（会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料及び損料、調査研究費、消耗品費）、○委託費、○その他の経費（知事が特に必要と認める経費）※上記経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外です。

補助金額・補助率・補助期間

補助金額：50万円以内 補助率：2／3以内 補助期間：令和2（2020）年12月末まで

補助事業計画募集期間 令和2（2020）年7月20日（月）～9月7日（月）17:00【必着】

申請をお考えの方は経営支援課へ事前に御相談ください。

その他

- ・詳細は「栃木県小規模事業者経営革新支援補助金補助事業計画募集要項」を御覧ください。
- ・「募集要項」及び申請様式は栃木県ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/>（「栃木県 経営支援課」で検索）

【問合せ先】栃木県産業労働観光部経営支援課商業活性化担当

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁本館6階

TEL：028-623-3175 FAX：028-623-3340 E-mail：syougyou@pref.tochigi.lg.jp

